# 国際法における遵守制度 Post 京都議定書に向けた制度改革

太田宇 学籍番号: 47-46890

修了年月:(2006/07/19)

専攻名:環境学・国際協力学 指導教員:吉田恒昭 教授

キーワード Post 京都議定書、国際法、国際コントロール、国家責任法

## .問題の所在(自分が何をしたのか)

本研究は京都議定書の新しい枠組み = 「Post京都議定書」を構築するものである。 定義: 京都議定書とは、地球温暖化を防止するための国際条約で、「先進国の温室効果ガスを 2008 年から 2012 年の間に、1990年レベルよりも 5.2%削減すること」として国家に削減約束の遵守を義務化している。しかし、議定書の規定は 2012 年まででありそれ以降は白紙の状況である。従ってその後の国際的枠組みを早急に検討しなければならない(Post京都議定書)。本研究は現在の議定書の遵守システムを改善することで 2013 年以降のCO2削減を促す"実効的"なNCP法律案を提示した。

NCPとは、条約機関がその国の約束の不遵守を審査し、特定措置を勧告する手続きである。その特徴は制裁ではなく遵守を支援する点にある。現在多くのプロの研究者がPost京都議定書の制度構築に挑戦しているが、未だこの遵守規定に言及する具体案が少ない。

## . 研究範囲

温暖化防止には、多くの参加主体(アメリカ,途上国)が必要である。しかし既存の京都議定書 18 条NCP (Non-Compliance Procedure)では、あくまで「制裁的」な措置を定めるのみで、レジーム外の締約国にCO2を削減したいと思わせるIncentive(動機)に欠ける。

例えば、発展途上国は確実に遵守する国家意思を有していても、財政的・技術的理由から履行確保が困難な場合がある。この

場合他の通常の他のレジームのNCPでは「支援」を行うのだが、京都議定書におけるNCPでは締約国に京都メカニズムへの参加資格停止、削減義務の上乗せという厳しい制裁を課している点に問題がある。

そこで本論文はこの内、特に Incentive を阻害する執行部の適用する強制措置(附属書 5)の妥当性を検証し、改正案を提示した。但し、その妥当性の評価基準は遵守効果があるのか、という点から評価する。

## .目的・問い(手法)

**研究目的**:「Incentiveを導入することで <u>Post京都議定書NCPの改正案を提示する</u>」 <u>問い</u>:「Post京都議定書の政策提言に利用できる制度には他に何があるか?」

この問いも非常に漠然としているが、要するに、「締約国に削減約束を守らせるために、国際社会のルール(国際法)というものが他に何の法律を用意していて、それをPost 京都議定書にむけてどこに、どう使えば約束を守らせる(遵守させる)事ができるのか」ということを解明したいのである。

本研究は、「国際コントロール理論」」を 導入することで、改正モデルを立法化した。

### . 研究方法 (Material & Method)

この理論手続きに基づくと、「制裁以外の手段」で履行確保を促すことが可能になる。 研究ではこの理論を導入した他の NCP、行政法、環境法を以下の観点から解析した。

#### (評価基準の設定)

締約国の参加する Incentive は何か?

<sup>1</sup> 国際機関が行う指導・監督・行政手続

上記に従い、NCP を以下 3 機能に類型化

コントローラー.....条約機関

フロー.....手続き

パワー......結果措置

この構造を「NCPの3機能」=3NCPsと名づけることにする。定義は本文を参照して欲しい。この3機能は百種類程の行政手続法及び裁判例を解析した結果共通して浮かび上がった機能である。3要素の内、1つでも欠けるとその制度は機能不全に陥る。3NCPsを設定することでその法律のどの部分に利点があるのか「どの機能ならPost京都議定書に類推適用できるのか」ということが判りやすくなる。3NCPsを自分の視点として、第18条及び、「NCP」附属書内容を解き明かした結果、以下のような政策モデルの提言にたどり着いた。

下記のモデルを使用する。前提条件は以下の通り 外生変数:新しい NCP(Compliance Menu)の導入 内生変数:履行委員会、締約国、U.S & 途上国 Given;マラケシュ合意(現行の議定書の枠組み)

#### Compliance Menu

₹ <b>∆</b> ₹	<b>F</b> 3	強度(Rank)	内容 (*行政法上の措置も含めて分類)
		S	武力行使
4	$^{L}$	A 制裁	経済制裁(輸出入禁止)
制		B行動勧告	資格の停止(給付拒否)
裁的			制裁金
פח			ブラックリスト公開
			査察 警告
( P;	K)	C恩恵手法	助言 財政支援(基金)
			技術支援  能力構築

. 結論 (Result & Conclusion)

「不遵守」となった国には上記のメニューから処 分内容を段階的に選択・決定する。

「Post京都議定書ではなるべく多くの国、 人、企業が自ら積極的に参加したくなるような制度設計にするべきである」。これを立 法過程の原則とした。議定書に参加する人達が「CO2の削減をがんばりたい」、と思わないような制度設計では遵守の効果が半減し、アメリカや途上国も参加しにくい状況が生まれてしまう。問題解決には、参加のIncentiveを高める具体的な手段が必要なのである。従って分析結果によって導かれたCompliance Menuに従い、以下のような3つの政策を実施する必要がある。

- 1.NCPの制裁的措置 段階的措置への転換 2.改正手続きの迅速化
- 3.個人を取り込むビジネスチャンスの提供特に1番の提言は環境条約の成功例とされるモントリオール議定書2をモデルにした条文案まで作成した。これはひとつので案でに過ぎないが、これまで採択された他の環境レジームのメリットを盛り込んだため今後の制度設計の参考になるだろう。Incentiveをより高めるために、「個人」に温暖化防止のビジネスチャンスを与える具体案も提示している。

### 主な一次資料

KyotoProtocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change 2005/1/20

#### 主な二次資料

- 高村 ゆかり、亀山 康子、『地球温暖化交渉の 行方 京都議定書第一約束期間後の国際制度 設計を展望して』(大学図書、2005)
- 京都議定書研究会(環境省、IGES)『京都議 定書の解説』(2005)
- 3. 杉原高嶺『現代国際法講義』(有斐閣、2004)
- 4. J. Cameron, J. Werksman and P. Roderick Improving compliance with International Environmental Law, 1996 他多数

 $<sup>^{\</sup>rm 2}$  Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer